

平成 29 年 8 月 8 日

第 8 回定例会
議事録

文京区教育委員会

文京区教育委員会議事録

第 8 号

平成 29 年 第 8 回 定例会

日時：平成 29 年 8 月 8 日（火）午後 2 時

場所：教育委員会室

「出席」

| | |
|----------|---------|
| 教 育 長 | 南 新 平 |
| 教育長職務代理者 | 清 水 俊 明 |
| 委 員 | 田 嶋 幸 三 |
| 委 員 | 坪 井 節 子 |
| 委 員 | 小 川 賀 代 |

「説明のために出席した教育局職員」

| | |
|-------------|---------|
| 教 育 推 進 部 長 | 久 住 智 治 |
| 教育推進部参事 | 山 崎 克 己 |
| 教育総務課長事務取扱 | |
| 学 務 課 長 | 熱 田 直 道 |
| 教育推進部副参事 | 川 西 宏 幸 |
| 教育指導課長 | 植 村 洋 司 |
| 児童青少年課長 | 矢 島 孝 幸 |
| 教育センター所長 | 安 藤 彰 啓 |
| 真砂中央図書館長 | 齋 藤 勝 美 |

「書記」

| | |
|-----------|---------|
| 庶 務 係 長 | 木 内 実三男 |
| 庶 務 係 主 査 | 中 根 崇 |

平成 29 年

第 8 回教育委員会定例会

平成 29 年 8 月 8 日（火）午後 2 時

場 所 教育委員会室

議事録署名人 小川賀代委員

第 1 議案の審議

第 30 号議案 「エデュコレ～多様な教育の博覧会～ in 東京」の後援名義の使用承認について

第 31 号議案 平成 30 年度使用小学校教科用図書採択について

第 32 号議案 平成 30 年度使用特別支援学級教科用図書採択について

第 2 報告事項

(1) 平成 29 年 6 月定例議会の審議概要について (資料第 1 号)

(2) 新たな奨学金制度等の実施について (資料第 2 号)

(3) 文京区立学校施設のトイレ洋式化等改修について (資料第 3 号)

第 3 その他の事項

「開 会」

○南教育長 それでは、第8回教育委員会定例会を始めさせていただきます。

(14:00)

○南教育長 出席状況から確認させていただきます。委員は、全員ご出席いただいております。理事者も全員出席しています。

「議事録署名人」

○南教育長 本日の議事録署名人でございますが、小川委員にお願いしたいと思っております。よろしくお願いたします。

(はい)

○南教育長 それでは、議案の審議に入らせていただきます。本日は、3件ございます。

本来でありますと、次第に記載のとおり、議案番号の順に審議を進めていくところではございますが、本日は、円滑な議事進行のため、順序を変更いたしまして、第30号議案の前に、第31号及び第32号の教科用図書の採択について、先に審議を行いたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○南教育長 それでは、そのように進めさせていただきます。

第1 議案の審議

第31号議案 平成30年度使用小学校教科用図書採択について

○南教育長 それでは、第31号議案「平成30年度使用小学校教科用図書採択について」、説明をお願いいたします。

○教育推進部長 それでは、第31号議案、平成30年度使用小学校教科用図書採択について、提案理由をご説明いたします。本案は、文京区立学校教科用図書採択実施要綱に基づきまして、平成30年度から使用する文京区立小学校教科用図書を採択するものです。

小学校におきましては、平成29年度に採択し、来年度から新たに使用することになる「特別の教科 道徳」の教科書について採択いただくこととなります。

議案資料につきましては、文京区立学校教科用図書の採択を公正かつ適正に行うために教育委員会のもとに設置いたしました平成30年度使用小学校教科用図書審議会の答申でございます。この

答申は、文京区立学校教科用図書採択実施要綱及び同実施細目で決めました採択方針に基づきまして、教科用図書を調査研究の上、審議し、その特徴を明らかにしたものでございます。

今回、採択をしていただきます教科用図書につきましては、「特別の教科 道徳」の1教科でございます。これまで、5月に送付された教科書見本本について各委員が実際に手にとってご覧いただき、それぞれ比較・検討されているとともに、事前にお渡しした本日の議案資料である教科用図書審議会答申に加え、教科用図書調査研究委員会の基礎資料、教科書展示会における区民意見等についてもお目通しいただいております。

それらを踏まえ、文京区の小学校で学ぶ児童にとって最適の教科用図書をご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○南教育長 第31号議案の議事の進行について、お諮り申し上げます。

当委員会におきましては、教科用図書の採択については、これまで行ってきたとおりに行いたいと思います。

これまで各委員の皆様におきましては、審議会の答申をお読みいただいております。また、全ての発行者の教科書を実際に手にとってお確かめもいただいております。そこで委員の皆さんのご意見をそれぞれお1人ずつ述べていただいて、その上で私のほうで取りまとめを行い、お諮りを申し上げる、という進め方をさせていただきたいと思います。これは教科用図書の採択において、従前、当委員会で行っている方法となります。今回もそのような進め方でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○南教育長 それでは、そのように進めさせていただきます。

なお、各委員のお手元に審議会の答申がございまして、既にお読みいただいているとは思いますが、その答申がどのような趣旨であるかということ事務局から始めに説明しました後、各委員がどういう結論で考えられたかをご発言いただきたいと思います。

それでは、事務局より審議会の答申についての説明をお願いいたします。

○教育指導課長 それでは、私から、答申等について触れさせていただきます。

まず、1ページ、前段のところに、教科の目標、それを踏まえた指導の重点などについて触れてございます。その下には各発行者の特徴をまとめてございます。

まず、各発行者の特徴について、これまでの審議会等の内容を踏まえて簡単に触れさせていただきます。

審議会においては、審議会委員の方から構成上の工夫について、さまざまご意見が出されましたが、その中から2点触れさせていただきます。

まず、分冊についてでございます。各学年2分冊になっている発行者は3社でございます。委員からは、分冊になっていることについて、さまざま意見が出ました。例えば、子どもたちが使用する上で配慮が必要であること。また、指導する教員にとっても発問等が示されているので、やや誘導する授業になってしまうのではないかと。考え、議論する道徳ではなく、やや、書く活動に終始してしまうことはないか等のお声がありました。

2点目です。教科用図書の大きさについてでございます。既にご覧いただいたとおりですが、A B判が5社、B 5判が1社でございます。そのほかに、A 4変形判1社、A 4判1社でございます。A 4判、A 4変形判の教科用図書につきましては、興味・関心が高まるというお声が出されましたが、一方で、児童が使いにくいと心配される声も出されました。

それでは、答申に基づきまして、各発行者の特徴につきまして、改めてご説明させていただきます。

まず、東京書籍でございます。発問を2問に絞っているため、考え、議論しやすい内容となっております。また、問題解決に向けた話し合いを促す、考えるステップを示すなど、充実しており、子どもたちが直接、対話的に学習できます。

学校図書でございます。読み物においては、発問を記載しないことが子どもたちの主体的な学びを促すようにしています。別冊の活動では、内容、項目ごとに見開き構成で、問題解決的な学習ができるようにマークで示し、授業の流れが見えるようにしています。

教育出版についてでございます。子どもたちを取り巻くいじめ問題への対応、生命尊重、情報モラルといった現代的な課題に触れた教材や、教科書全体を通して先人や偉人に学ぶ教材、さらに礼儀とマナー等の内容が充実しています。

光村図書出版でございます。子どもの権利条約を教材にしたり、文京区の地域教材を活用したりしているところや、教材の内容が葛藤で終わる資料が多く、子どもたちが考えることを重視した編成となっております。

日本文教出版でございます。「学習の手引き」を設けて、問題解決的な学習にしています。教材と「心のベンチ」というコラムを活用することで、いじめ問題については、誰もがいじめと向き合う当事者であるとして、考えを広げ、深めることにつなげようとしています。

光文書院でございます。オリンピック・パラリンピックの教材が全学年に記載されています。ま

た、授業の構成については、キャラクターによる問いかけ等により、教員が導入から展開まで議論を深めるとともに、日常生活に生かせるように工夫しています。

学研教育みらいでございます。定番教材と、今を生きる人や先人から子どもたちの問題意識を育む教材などの新しい教材をバランスよく配列しています。また、教材には主題名を提示せずに、子どもたちの自発的な問題意識をもたせています。

廣済堂あかつきでございます。本冊は、教材を通して自己の生き方について考えを深められるように工夫をしています。オリンピック・パラリンピックの教材は全学年に記載されています。いじめ問題については、教材を通して考えを深めるように工夫されております。

以上でございます。

○南教育長 それでは、各委員の皆様からご意見を頂戴したいと思います。清水委員からお願いできますでしょうか。

○清水委員 文京区における道徳の教科用図書といたしまして、私なりに、内容重視、これは当然のことと思いますが、そのほか、構成であるとかサイズ、こういったところを参考にしながら検討させていただきました。内容については、物事を多面的かつ多角的に考える能力、あるいは道徳的な心情を養い、さらには道徳的な行為を励行するために、意欲や態度を育てる、そういったところを重視した教材が、文京区の子どもたちに最も適しているのではないかと、そういう視点で選定させていただきました。

また、構成、サイズにつきましては、分冊でないほうが、1冊になっているほうがいいのではないかと、さらにはサイズは大き過ぎないほうがいいのではないかとということも参考にさせていただきました。

その上で、第1候補といたしまして、私は、東京書籍。これにつきましては、内容、さらには構成、サイズ、そういったところが先ほどの基準をクリアしているものと思いますし、また、内容としましては、先ほど審議会の答申の説明がございましたように、問題解決型を重視しているということ、考えるステップということを示したり、子どもたちが直接対話的に学習できるような、そういった構成になっているということで、第1候補として挙げさせていただきました。

ただ、光村図書出版も、生命の尊さとか、そういったものを発達段階に応じて、系統的に学べるようになっている。さらには、これも先ほどご説明がございましたが、教材の内容を葛藤で終わるということで、指導上の工夫は必要かもしれませんが、考えることを重視した編成になっているということから、光村図書出版もかなりいい教材ではないかと考えました。

○南教育長 次に、坪井委員、お願いできますでしょうか。

○坪井委員 私はもともと道徳の教科化ということに関しては大変疑義を持っておりまして、一定の価値観を子どもたちに注入するような授業が行われるということがあってはならないということに対して、非常に慎重な思いを持って教科書を拝見したわけです。

その意味で、教科書の中で、会社は言いませんけれども、こういう価値観を教科書の中で子どもたちに注ぎ込むのはいかなものかというものもありましたし、現在の政権に係る政治家が教科書の中に登場しているようなものと、それはちょっと行き過ぎたものになっているのではないかなというのが懸念材料としてありましたが、それ以外のものとしては、基本的には、多様な価値を子どもたちに学んでもらって、その上で、国語や社会とは違った学び、考えたり語り合ったり、書いたりする授業をしていこうというスタイルになっているという意味で、中身について、私が懸念していたようなことがそれほどないかもしれないと、少しはホッとしたということがありました。

2分冊がいいかどうかということに対しては、現場の先生方のご意見なども拝見していますし、今までの教科書採択でも、子どもたちの扱いが、2冊になっているとなかなか難しいということがあったことと、書くということに余りに比重が置かれ過ぎると、考えたり語り合ったりするという授業のよさが失われてしまいはしないかということもあって、1冊になっている教科書がいいのではないかなと思いました。

本の大きさにつきましては、初めての教科ですし、扱い慣れた大きさのほうが子どもたちの抵抗がないのかなと思いました。

そうした中で、私はかなり突っ込んで各教科書を読ませていただきました。先ほどお話があったように、最後に残るのは東京書籍か光村図書出版かなという感じがあったんですけども、私は光村図書出版を第1候補に挙げたいと思っています。

先ほどの説明にもありましたけれども、子どもの権利条約だけではなくて、世界人権宣言についても適切な形で非常にうまく題材にしておられる。学年は違いますけれども。中身を学ぶというよりも、これをどう使えるか、どういうふうに使われるかという問題設定がされて非常におもしろいと思いました。条約とか法律、そういったものは自分たちが使えるものだ、特に国際人権の価値観を自分たちの日常生活の中に使ってみようよという訴えかけはすごくおもしろいなと思いました。それが題材となっている教科書が残念ながらほかに見当たらなかったのも、世界人権宣言や子どもの権利条約がすごく重要視されていたというのが、私の立場からしますと、大変プラスになった価値観の1つかもしいない。

もう1つ、先ほどもありましたが、文末に答えが出てないというか、文章を読んでいくと、予定調和的にこうなりましたというハッピーエンドで終わらない題材が多くて、はて、どうしようというところで終わる。これもなかなかおもしろいなと思ったわけです。道徳の価値観を一定に導いてこうなるでしょうみたいになってしまうのを避けたいことからすると、さまざまな考え方があっていい、こういうふうを考える子があっても、こういうふうを考える子があってもいいんだよというのが、文章自体から提起されているという感じがしまして、葛藤で終わっているのは大変おもしろい教科書の作り方だなと思った次第です。確かに題材もとてもよくて、読んでいて、「ウッ」とくるような非常に感動的な題材の記事をつくっておられるということもあって、私は光村図書出版を推したいと思った次第です。

○南教育長 それでは、田嶋委員、お願いします。

○田嶋委員 お2人がおっしゃってくださった部分と重なる部分があります。まず、私、子どもたちが自分たちの将来の大きな夢を見られるかという観点、2番目に、ダイバーシティ（多様性）を受け入れられるかということ。この2番目が、いじめとか、そういうものの防止につながっていくのではないかなと思って、この2点を中心に見てまいりました。

坪井先生からもあったように、どの教科書も、題材も一生懸命練って書かれており、読み応えがあるし、すばらしいものだと思います。

ただ、僕が思ったのは、最後は教員の能力というか、教員がこれを使ってどういうことを伝えたいのかというところに帰すると思、そういう面では、東京書籍が、どんな教員の方でもある程度一定のものを伝えることにふさわしいんじゃないかということのを思いました。そういう意味で東京書籍。

僕は、2番目に学校図書なんですけど、これについては、現場の先生たちのほうから、分冊していることが余りプラスではないというご意見もいただいていたんですが、夢だとか将来に対する題材が非常に多く取り入れられているように感じ、これがいいのではないかと思いました。

○南教育長 それでは、小川委員、お願いいたします。

○小川委員 いろいろ説明していただきまして、まず、ノート構成のところも、最初、私がいろいろ見せていただいて、何をモチベーションにして考えていくのかといったとき、ノートにかなり細かく書かれていたので、そこに書き込んでいくのも悪くないかなと思う面もありましたが、各先生方からもお話が出ていましたように、それがかえって誘導的になってしまうのではないかと、45分の子どもの授業の中で、書くということに終始してしまうと、自分たちの意見を言うとか、

意見交換するといった時間が圧倒的になくなってしまいます。そういう形式を考えますと、やはり分冊ではないほうがというご意見は大変納得がいくもので、それについては、子どもたちの学習をいかに効果的に進めていくかという意味では、分冊ではないほうがいいかなと思いました。

それと、判の大きさについてもご意見をいただいております。私も、子どもがまだ小学生ですが、限られた机のスペースの中で、これぐらい大きいサイズのものを使うと、筆箱があって、書くシートもあって何とかでとなると、扱いづらいなど。実際の子どもの様子を見ていて納得がいくぐらい、ちょっと大きかったかなというのがあります。そういったことが学習の支障になってはならないということで、低学年であっても扱いやすいサイズを選んでいくことは大事かなと思いました。

そして、区民の皆さんの声とか現場の先生方のご意見を伺って、私の中で2つ候補としていいかなと思ったのが東京書籍と光村図書出版になります。

東京書籍のほうは、限られた時間の中で発問が限られていることが、先生の質もすごく影響してくると思いますが、それでも2つ必ずやれるという意味では、どのクラスでもある程度いい授業が展開できるのではないかなと思った次第です。

光村図書出版のとてもいいなと思ったところは、さっき坪井先生も説明されていましたが、高学年になりますと、子どもの権利条約が教材になっていたり、読み物だけではなくて、グラフとか表とかを使って、そこから議論を展開していくような授業展開もできている。道徳の授業はやはり意見が活性化することが大事だと思いますので、ただ、文章を読むだけじゃなく、多様な教材から議論を発展させていくということも大変おもしろいのではないかなと思ひまして、この2つがいいかなと思いました。

○南教育長 今、各委員からいただきましたご意見をまとめますと、東京書籍がいいとおっしゃられた委員は3人です。光村図書出版を挙げておられた委員も3人。ただ、順番が、清水委員は光村図書出版は東京書籍の次ということでございました。田嶋委員は東京書籍が1番、学校図書が2番というご意見でございました。

以上のような形で、今いただいたご意見では、東京書籍あるいは光村図書出版を推す声が多かったように感じております。それを踏まえて、最後は1冊に決める必要がありますので、各委員の先生のご意見をもう一度伺いたいと思います。今度は私からは指名はいたしませんので、ご意見のある委員からいただきたいと思います。

○清水委員 私が先ほど東京書籍が第1候補、光村図書出版が第2候補ということで挙げさせていただきましたが、今回の教育委員の皆様方の発言を聞いて、坪井委員から非常に重要なお指摘がご

ございましたし、光村図書出版、東京書籍は、1、2はつけなくていいのかなと今考えています。

○南教育長 そのほか、いかがでしょうか。

田嶋委員は光村図書出版を挙げておられませんでしたけど、今のご意見を踏まえて、いかがでしょうか。

○田嶋委員 私は、一応、東京書籍が1番で、それから別冊がいいかどうかというのは現場の先生方の意見を尊重しましたけれども、中身については、夢とかユニークだなと思ったので、学校図書を挙げました。自分としては一応そういう結論に至ったということです。

○坪井委員 参考までに質問してもいいですか。

○南教育長 はい。

○坪井委員 今まで道徳の教科書というものを現場で出されていたことがあるんでしょうか。それとも全く初めてなんでしょうか。

○教育指導課長 教科書については初めてで、これまでは副読本という形でございます。

○坪井委員 副読本はあったんですか。それはこの会社の副読本を使っていたら違ったということですか。

○教育指導課長 ちょっと詳細については確認が必要ですがけれども。

○南教育長 議事の進め方といたしまして、今の状況は東京書籍と光村図書出版はほぼ同数という形になっておりますので、この際、この2つのうちどちらかにするというので、ご意見を再度いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。私から指名させていただきます。

さっきの順番と逆に、小川委員からお願いいたします。

○小川委員 もともと私は東京書籍か光村図書出版がいいのではないかと考えておりましたので、このどちらかに決まるということで異議ございません。

○田嶋委員 私は、東京書籍が1番、学校図書が2番、3番が光村図書出版でしたので、もちろん最終的には皆様のご意見で、どう決まっても構いません。

○坪井委員 どちらでもいいとは言えないんですけども、私は光村図書出版がといて思っているんですけど、皆さんがそれであれば、何が何でも反対するということはないんです。

○清水委員 坪井先生の東京書籍へのご意見というのはいかがですか。

○坪井委員 反対するのではないんですけども、私の中では、光村図書出版に対する思い入れが高かったものですから、使ってほしいなと思ったところであります。東京書籍ではだめだということではないんです。

○清水委員 順位としては2番ということによろしいですか。

○坪井委員 はい、そうですね。

○清水委員 田嶋先生は東京書籍で光村図書出版が入ってきていないわけですし、坪井先生は東京書籍が2番目ということですので、私はこの段階では東京書籍を第1候補として挙げさせていただきたいと思います。

○南教育長 そういたしますと、東京書籍を第1番目に挙げられた委員が2人、光村図書出版を第1と挙げられた委員が1人、東京書籍と光村図書出版、順位はないという委員が1人ということで、順位を申しますと、今の状態ですと東京書籍という状況にあらうかと思います。

○清水委員 教育長のご意見はどうでしょうか。

○南教育長 私は東京書籍がいいと思っております。分冊でないということと、サイズということでは東京書籍も光村図書出版も同じですが、先ほどご意見が出たかと思いますが、発問が2つくらいで、1つの授業の中で学ぶのにちょうどよいということ、それから、活動場面をイラストで掲載しており、また文もまとまるごとに改行して読みやすくしている、そういう点から優れているのかなという気がいたしております。というのが私の意見でございます。

そうすると、あとは坪井委員が。

○坪井委員 全会一致じゃないといけないんですか。

○南教育長 一応、ご反対でなければ。

○坪井委員 反対まではいたしません。

○南教育長 最後は1冊に決める必要がありますので、このあたりで結論を出したいと思います。

各委員のご意見を踏まえますと、東京書籍を推す声が多かったかと思います。それについて、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○南教育長 そうしましたら、平成30年度使用小学校教科用図書採択につきましては、「特別の教科 道徳」の教科用図書としまして、東京書籍を採択するということを当委員会の結論と決定したいと思います。

第32号議案 平成30年度使用特別支援学級教科用図書採択について

○南教育長 第32号議案「平成30年度使用特別支援学級教科用図書採択について」です。説明を

お願いいたします。

○教育推進部長 それでは、第 32 号議案、平成 30 年度使用特別支援学級教科用図書採択について、提案理由をご説明いたします。

本案は、通常の学級で学ぶ児童・生徒が使用する教科用図書の採択とは別に、特別支援学級で学ぶ児童・生徒が使用する教科用図書の採択に関する件でございます。

特別支援学級では、特別の教育課程を編成している場合があります。したがって、学校教育法附則第 9 条及び同法施行規則第 131 条の 2 の規定に基づいて、1 人 1 人の児童・生徒の実態に応じて、教科によって当該学年の教科用図書を使用することが適当でない場合には、他の適切な教科用図書を使用することができることになっています。

議案資料は、区内の特別支援学級設置校の校長より平成 30 年度に使用する教科用図書として申請のあったものの一覧です。

特別支援学級で使用する教科用図書は 3 種類に大別されます。

1 点目は、文部科学大臣の検定済みの教科用図書です。これを使用する場合、学校は、通常の学級で使用されているものと同じものを使用いたします。ただし、学年の実態に応じて当該学年より下の学年の教科用図書を使用することもございます。

2 点目は、知的障害の特別支援学校で学ぶ児童・生徒が使用する文部科学省著作の教科書です。

3 点目は、いわゆる附則 9 条図書と呼ばれる一般図書です。この附則 9 条図書については、東京都教育委員会が特別支援教育教科書調査研究資料を作成しておりますので、これを参考にいたしまして、児童・生徒の障害の程度、能力等にふさわしい内容であるかどうかを各学校が検討し、選定をさせていただきます。

ご覧いただいております議案資料につきましては、児童・生徒の障害の程度、能力等にふさわしい内容の附則 9 条図書を中心として使用する学校や、通常の学級との交流及び共同学習の推進などを考慮し、通常の学級で使用している文部科学省の検定済みの教科用図書の図や写真を使用して教員が特別支援学級用に編集し教材化する学校など、各小・中学校が特別支援学級の実態や個に応じた特色化を図りながら教科用図書の選定を行っております。

本案につきましては、このように各学校が 1 人 1 人の児童・生徒に合った適切な教科用図書を調査研究の上、申請をし、教育委員会が採択を決定する手続になっております。

本日の議案資料の一覧に基づきまして、文京区立の小・中学校特別支援学級の児童・生徒が平成 30 年度に使用します教科用図書をご決定いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

○南教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

○坪井委員 幾つかの資料を事前に見せていただきまして、それについては、なるほどこういうものが使われているんだとわかったんですが、毎年、支援学級の教科書は採択されていますね。例えば去年採択されたものと、今年採択されたもので、どんなところが違ってくるのか。あるいはなぜそういうふうに違ってくるのかというあたり、ちょっとご質問させていただきたい。

○教育指導課長 まずは、この教科書につきましては、各学校の児童・生徒の実態を各学校が十分把握をして、子どもたち1人1人に合った教科書を選んでいくというところがございます。その意味で、例えば小学校の国語ですと、上から4つ目の国語の30、国語の115というところが去年とは変わってございます。

同じように、書写のほうでも、3つほど、社会科でも3つほど、その下の算数が2つ、次のページの理科が3つ、保健が1つということで、小学校で全部で14、昨年度とは変わってございます。なぜ変わったかということにつきましては、それぞれの教科書の難易度というか、内容の面から子どもたちに合ったものを、その年その年にしっかりと学校のほうが判断をして選んでいるところでございます。

ちなみに、中学校のほうでは国語が1点、数学が1点、昨年度と変わっているところでございます。

○清水委員 先ほど道德の教科用図書について議論しましたが、特別支援学級用の道德というの、今回からスタートということによろしいのでしょうか。

○教育指導課長 小学校につきましては、特別支援学級でも来年度からこの検定の教科書を使うことになってございます。2ページ目の一番下のところに、道德ということで、検定本のほうを各学校で使用することになっております。

○清水委員 「検定本で採用された教科用図書を使用」と書いてありますが、書名は既に決まっているのでしょうか。それとも、まだこれからということなのでしょうか。

○教育指導課長 今しがた採択をしていただいた教科書を特別支援学級でも使うという意味です。

○清水委員 そういう意味ですか。わかりました。

○坪井委員 現在、特別支援学級にいる子どもさんの実態に合わせて教科書が選定されているというご説明でした。ということは、その教科書はその子どもさんのために購入されて、その子どもさんがご自分の教科書として持ち歩いて使えるという意味なんではないでしょうか。

○教育指導課長 そうでございます。

○坪井委員 無償でその教科書、その分だけもらえるということなんですか。

○教育指導課長 ここで採択されたものについては無償ということになります。

○坪井委員 中には、1人だけの子どもさんのための教科書もあり得るということなんですね。

○教育指導課長 場合によっては、そういったお子さんに合った教科書ということもあります。

○南教育長 そのほか、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○南教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

第30号議案「エデュコレ～多様な教育の博覧会～ in 東京」の後援名義の使用承認について

○南教育長 それでは、第30号議案「エデュコレ～多様な教育の博覧会～ in 東京」の後援名義の使用承認について」です。説明をお願いします。

○教育推進部長 ただいま議題となりました第30号議案、「エデュコレ～多様な教育の博覧会～」の後援名義使用承認につきまして、提案理由をご説明いたします。

1 ページの後援名義使用申請書をご覧ください。申請団体は、一般社団法人コアプラス。代表者は、武田緑でございます。

6 ページの定款をご覧ください。申請団体は、第3条のとおり、教育や子どもにかかわる多様な立場の人たちがともに学び合う場や機会を創造することを通して、学校教育・社会教育の充実に寄与することを目的とする団体でございます。

1 ページの後援名義使用申請書にお戻りください。

事業名は、「エデュコレ～多様な教育の博覧会～」。

実施日は、平成29年11月26日。実施場所は、東洋大学白山キャンパスを予定してございます。

本事業は、教職員や教育関係者が、日本・世界の教育現場における多様性に触れることで、よりよい教育実践を生み出せるようになることを目的としております。

内容につきましては、学校・教育系団体によるブース出展や相互交流スペースの設置、自分の教育関係者を見詰めるリフレクションワークなどを実施するものでございます。

対象者は、教育関係者。

参加費は、一般が 3500 円、学生が 2500 円でございます。

このほか、資料といたしまして、2 ページに事業予算書、3～5 ページに事業概要、6～10 ページに定款、11 ページに名簿がございます。

以上の内容を後援名義等使用承認要綱の規定に照らし、後援名義の使用を承認したいと考えるものでございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○南教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

○坪井委員 文京区の教育委員会として、フリースクールに通う子どもさんについてどのような位置づけをしていらっしゃるか教えていただきたいと思っております。不登校の子どもさんでフリースクールに通っていらっしゃる子どもさんが文京区におられるのか。今回、フリースクールに関連したイベントということで、そういう意味で伺っておきたい。

○教育センター所長 文京区の不登校の扱いですが、フリースクールに通っているお子様もいらっしゃいます。フリースクールに通っているお子様が、各学校の校長の判断でフリースクールが学校に行ったことになるかどうか決まるようになっています。

○坪井委員 私はこれを後援するのに賛成なんですけど、東京都の教育委員会、文京区の教育委員会がこうした多様な学びに関して、後援をしようという背景には、フリースクールでの学びを応援していきたいという狙いがあるんでしょうか。

○教育総務課長 今回は、事業目的にある多様な学びについての後援ということで、特にフリースクールを応援しようという趣旨ではないところでございます。

○田嶋委員 資料に記載のあるニューウェルさん、僕、よく知っている方です。今おっしゃられたように、多様性ということを見ると、例えばインターナショナルスクールも、文京区は認めていないわけです。いろんな教育があるんだということを知っていただくためには、フリースクールもそうですし、いいことではないかと思っております。そういう意味では私は賛成です。

○南教育長 そのほか、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○南教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

第2 報告事項

(1) 平成29年6月定例議会の審議概要について

○南教育長 続きまして、報告事項に入らせていただきます。

報告事項(1)「平成29年6月定例議会の審議概要について」です。説明をお願いいたします。

○教育総務課長 資料第1号でございます。6月定例議会の一般質問の教育長答弁ということで、お示ししているところでございます。

今回は、自民党2名、未来が2名、共産党2名、^{とむ}永久の会1名の合計7名の方から、こちらに記載のようなご質問等がなされ、答えているところでございます。

また、6月の定例議会では6月13日に文教委員会が行われました。この日の報告事項は、ひとり親世帯等の保育料の負担軽減の拡充ということで、幼児保育課と学務課から報告がありました。

2点目が、平成30年度使用の小学校教科用図書採択ということで、今回の採択の仕組みについての報告が行われたところでございます。

6月の定例議会についてのご報告は以上でございます。

○南教育長 ただいまの件につきまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

特にご質問等なければ、次の報告事項に移らせていただきます。

(2) 新たな奨学金制度等の実施について

○南教育長 報告事項(2)「新たな奨学金制度等の実施について」です。説明をお願いいたします。

○教育総務課長 資料第2号、新たな奨学金制度等の実施について、ご報告申し上げます。

本区の奨学金制度につきましては、昭和40年代から、文京区教育委員会から高校入学者に対して実施していたところですが、今般、国や都の政策での高校授業料無償化の動きの中で、ここ数年、借り受ける人が随分減少しており、見直しが必要だということは、従来からご報告しているところでございます。今回、来年度からの新たな制度の案が固まりましたので、ご報告するものでございます。

今回の趣旨といたしましては、授業料無償化が進んでいるため、従来の貸与による奨学金制度については、それほどニーズがない一方で、高校入学時に一時的な経費が生じるということから、入学時に学用品の購入費等に充てる給付型の奨学金、1回限りの制度を実施するものでございます。こちらについては、来年4月の高校入学者から実施したいと考えております。

具体的な内容としまして、私立高校に入学する方に対しては10万円、公立高校については6万円を入学時に支給するものでございます。対象でございますが、文京区の就学援助費の補助対象者ということで、中学3年生でいいますと約140人が対象になります。ただし、生活保護世帯につきましては、高校入学時に生活保護のほうで6万5000円程度支給されますので、こちらは対象から除かせていただく予定でございます。所要経費として年間で1160万円程度を想定しております。

こちらの周知方法でございますが、具体的に就学援助の補助対象者ということで限定されていきますので、決定次第、対象者に申請書を送付し、また区報「ぶんきょう」やホームページでも周知してまいりたいと思っております。

こちらにつきまして、今後のスケジュールにもありますが、今回、教育委員会にご報告した後、9月の区議会の文教委員会に報告、また、こちらにつきましては、条例で実施しているものでございますので、10月の教育委員会で条例の改正についてご説明した上で、区議会で条例改正の提案をしたいと思っております。

(7)のその他として、貸与の希望者につきましては、東京都私学財団の奨学金制度がございますので、こちらは従来から案内しているところでございますが、引き続きご案内していきたいと思っております。

2「入学支度金あっせん制度」でございますが、入学支度金につきましては、私立高校入学時に40万円を限度に貸し付ける制度でございます。こちらにつきましては、先ほどの奨学金とは違って、一定10人以上の申込みが毎年あるところから、継続はしたいと考えているところでございます。

その一方で、償還金の滞納や、区の制度ですと連帯保証人が必要という仕組みになっているところから、一定課題がありますので、区が直接貸し付ける制度から金融機関が行う貸付けを区があっせんする制度に改めたいと思っております。区といたしましては、その利子及び信用保証料を負担する制度に変えられればと思っております。

ただ、一方で、金融機関から借りられない方もいらっしゃると思っておりますので、セーフティーネットとして現行の制度による貸付けも存続することを想定しております。

2ページをご覧ください。基本的に対象者は現行の制度の対象者と同じ方と考えております。

区の所要の経費としては、1人当たり40万円を上限と考えた場合には1万6600円程度の利子と信用保証料を想定しているところでございます。こちら、来年の4月高校入学者を対象に実施できればと考えております。

3「中学生に対する学習支援事業」でございます。こちらは新たに実施を予定している事業で、

(1)の趣旨にございますが、生活困窮世帯の学習機会の確保や、経済的な負担を軽減するために、学習塾の授業料等を助成するものでございます。

(2)の対象者ですが、中学校の2年生、3年生を対象に、文京区と同じく就学援助費の補助対象であること、また、実際に塾の費用を払っていること、また、同様の給付等を受けていないことを条件に実施したいと思っております。

具体的な補助につきましては、塾に支払ったお金の領収書等を添付して申請していただき、(5)の限度額、中学2年生については5万円、中学3年生については10万円を限度に補助するものでございます。

想定する人数ですが、おおむね就学援助の対象は140人程度ということで、中学2年生ですと、その5割弱が塾に通う意思があるのかなということで60人、中学3年生ですと、もうちょっと増えるんですけども、中学3年生に対しては、東京都の受験生のチャレンジの支援ということで、こちらの塾代の助成もありますので、こちらを差し引いて80人程度と想定しております。

所要経費は毎年1100万円程度の経費と想定しているところでございます。

こちらについては来年4月以降の実施ということで、同じく就学援助の対象者に直接、チラシ等の郵送、区報、区のホームページで周知してまいりたいと考えております。

資料第2号の報告は以上でございます。

○南教育長 ただいまの件について、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

○坪井委員 入学支度金あっせん制度の仕組みですが、連帯保証人設定の課題があるためということで保証料と出ているが、連帯保証人がいなくても保証料を支払うことで借りられるという意味ですか。

○教育総務課長 本来、金融機関からの貸付けでは、金融機関のほうで信用保証料を取ることで、連帯保証人は不要と聞いておりますので、そういった制度に変えていくということでございます。

○坪井委員 信用保証協会か何かが保証するという仕組みになるんですか。そうすると、親のいない子どもさんとか、親が支援してくれない場合は子どもさんだけで借りられるということになるんですね。

○教育総務課長 現在の案では、直接生徒を対象ではなくて、その保護者を対象に貸し付けている制度でございますので、もし親がいらっしゃらないということでも、保護者の方がいらっしゃれば、その方に貸付けを行うといった制度を考えております。

○坪井委員 つまり、親御さんに連帯保証人が必要ないという意味で、基本的に子どもには保護者が必要なんですね。

○田嶋委員 就学援助費補助対象者はどのような基準があるんですか。

○学務課長 一定の収入要件がございまして、生活保護の基準の1.33倍の収入ということで、金額に直すと、世帯構成によりますが、おおむね年収400万円から500万円ぐらいのところはラインとなっております。要件を満たした保護者に対して、学用品や卒業アルバムの費用、修学旅行の費用などを支給する制度となっております。

○田嶋委員 家族構成などを考慮するとおっしゃられたんですけども、家族によっては兄弟が多かったり、もしくは住宅ローン、様々な問題があって、ここに140名と書いてあるけれども、文京区はこんなに少ないのかなと僕は疑問に思ったので、質問しています。

○教育総務課長 これは中学3年生1学年で140人程度ですので、それが小学校1年から中学校3年までで9倍ぐらいの方がいらっしゃるところでございます。当面、1年間では140人ぐらいが対象ということです。

○田嶋委員 各学校に10名ちょっとずついるということですね。

次の学習支援事業もそうなんですけれども、この就学援助対象者にのみ通知するわけですね。それで本当にカバーできるのか。本当に欲しい人はもっといらっしゃるんじゃないかと思ったんですが。

○教育総務課長 どこかで対象者の線引きをすると考えた場合に、区として就学援助というところで、今回は線を引かせていただきました。委員おっしゃられるように、就学援助の基準を少し超えるぐらいの所得の方で、子どもを塾に行かせたいとか、そういう方もいらっしゃると思いますが、どこかで引かなくてはいけないので今回の基準とさせていただいたところでございます。

○坪井委員 都の受験生チャレンジ支援事業というのはどのような規模なんですか。

○教育総務課長 中学校3年生と高校3年生、ちょうど受験の年の生徒を対象に塾の補助が20万円まであります。ただし、所得要件が区の就学援助よりも厳しくなっておりまして、ご夫婦とお子様2人の4人家族ですと、300万円ぐらいの年収までの方が対象になります。

現在の区の就学援助ですと、ご夫婦と子ども2人ですと、400万円ぐらいの収入要件ですので、もう少し範囲は広がることになります。

○清水委員 入学支度金あっせん制度のほうで、金融機関の貸付けを区があっせんするということですが、この金融機関の選定というのはどのようになされるんですか。

○教育総務課長 区内にある銀行や信用金庫に、この制度への参加を呼びかけることを想定しています。現時点では、文京区の信用金庫の取りまとめのような信用金庫がございまして、そちらとは具体的に話をしているところですが、さらに他の金融機関に広げられればと考えております。

○南教育長 そのほか、ご質問等ございますでしょうか。
よろしければ、次の報告事項に移らせていただきます。

(3) 文京区立学校施設のトイレ洋式化等改修について

○南教育長 報告事項(3)「文京区立学校施設のトイレ洋式化等改修について」です。説明をお願いいたします。

○教育推進部副参事 それでは、資料第3号の文京区立学校施設のトイレ洋式化等改修について、報告いたします。

目的に関しましては、記載のとおりでございますが、区立の小学校、中学校及び幼稚園のトイレの洋式化等を推進することにより、学校施設の避難所機能の向上を図り、誰もが快適に利用できるトイレの環境を整備するため、スピード感を持って学校施設のトイレ洋式化等の改修を行うことを考えております。

2調査結果及び3改修内容でございますが、今年度対象の約300個の全ての和式トイレに関して、設置状況や排水管等の状況の調査を行いました。その結果、便器の位置や扉の位置、開き等を検証することにより、排水配管の取りかえ工事を伴わない教育環境に配慮した短期間での施工可能な簡易洋式化工法による改修ができると判断し、この工法による洋式化等の改修を進めていくことにしました。

また、各校とも、個別のヒアリングの中で、トイレに関しては洋式化の要望のほか、においの問題、水洗いすることによるトイレブースの老朽化等の課題が多く指摘されていますので、洋式化の改修とともに、床のシート張りによるドライ化及び床、ブースの改修もあわせて行うことといたしました。

対象校に関してですが、築30年以上の小・中学校を対象とした学校快適化工事の対象以外の小・中学校及び幼稚園の計18校園を対象とし、今年度、平成29年度に設計を開始し、来年度から工事を開始するという事を考えています。

また、今年度は1校で洋式化改修等の工事を先行実施し、検証を行い、以降の設計、工事に反映させていくという事を考えております。

報告は以上になります。

○南教育長 ただいまの件につきまして、ご質問等がございましたら、お願いいたします。

○坪井委員 簡易洋式化って、どういう工事のことをいいますか。

○教育推進部副参事 簡易洋式化工法とは、この記載にもありますように、配管は取り替えないで、和式便器を洋式便器に替えるという工事でございます。特に、配管を替えないということで、下階への影響がなく、施工時間にも配慮した工事ということで、基本的に便器の底から上を交換するという工事でございます。

○坪井委員 今までのものを使って、ポコッと上に乗せるような感じですか。

○教育推進部副参事 今までの和式便器を切って、モルタルでふさぎ配管だけを出して、その上の洋式便器を乗せる。厳密に言うと和式便器が一部残ったまま、和式便器の配管も使いながら、洋式便器として使えるというTOTOもしくはLIXILが開発して特許も取っている工法で、全国で8万件ぐらいの施工実績もあり、駅舎等で主に採用されている工法ということを確認しております。

○坪井委員 子どもさんたちが使う場合には通常の洋式トイレと変わらないと聞いていいんですか。

○教育推進部副参事 見た目は洋式トイレと変わらない形状でございます。

○清水委員 洋式化とはちょっと話が違うんですけども、トイレということの関係で、小学生あるいは中学生も含めて学校で排便をしないということが問題になって、それが便秘の原因になっているということです。先ほど誰もが快適に使えるという話がありましたが、その辺、文京区での取り組みは何かされているんでしょうか。

○教育推進部副参事 学校のトイレに関しましては、個別の学校とのヒアリングの中でいろいろご意見をいただいております。まず、洋式しか家がないというところで和式トイレができないお子さんがいらっしゃるということと、今まで水洗いしていた関係で、便器特有のにおいがすることから、ドライ化にするとそういうにおいも少なくなるため、こういう改修をしていただけないかという話がありました。それと、先ほどもありましたように、便所の扉自体が老朽化しておりまして、そこら辺もきれいにして、使いやすい清潔な環境の中でということと、トイレの環境を整備していこうという3点を主にして考えております。

○清水委員 それも多少の改善策であるとは思いますが、大きな理由として、例えば個室に入るのが恥ずかしいとか、誰かに何か言われるとか、今回の件とは少し離れるのですが、それに関してはいかがでしょう。

○教育指導課長 生活指導の面から申し上げます。トイレを使うというのは当たり前のことですから、そういったことが妨げられるような子ども同士のやりとりとか、いじめに発展するようなことがないように、各学校には指導助言をし、各学校でも、トイレの使い方という形ではないかもしれませんが、友達同士の関わりという1つの事例として、そういう話をしているというお話は伺ったことがあります。今のお話を参考にして、各学校のほうにも投げかけていきたいと思います。

○清水委員 構造的に何かそういうふうな、恥ずかしくないとか、全部個室にするというのは1つの方法なのかもしれないですけども、費用的にかなり難しいところがあるのかもしれませんが。それは男子の場合ですが、女子の場合でも同じようなことがあって、必ずしも個室でいいかというところでもないのかもしれないですが。

○教育指導課長 今ちょっと答えを持ち合わせていませんけれども、そういった友達同士のかわりであるとか、環境というところで学務課とも連携しながら、学校の意見も伺いながら、検討してまいりたいと思います。

○清水委員 よろしくをお願いします。

○南教育長 そのほか、ご質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

以上、用意した案件は全てでございます。

第3 その他の事項

○南教育長 その他、何かございますでしょうか。

「閉 会」

○南教育長 なければ、第8回定例会はこれをもって終了させていただきます。

(15 : 12)

平成 29 年 8 月 8 日

議事録署名人

教育長

委員